

Fujisawa

City Guidebook

2025

こ ん に ち は 藤 沢 市 で す

特集 ふじキュン♡ガイド

わくわくレジャー、藤沢花めぐり、江の島さんぽ、
藤沢宿歴史探訪、おいしい藤沢産でキュン♡

暮らしの便利帳

住民登録、ごみ、健康、福祉、
子ども、文化・スポーツ施設 ほか

藤沢市マップ

主要施設や避難所がひとめでわかる

お役立ち情報

防災・防犯ナビ、
ふじさわ子育てナビ、医療ガイド

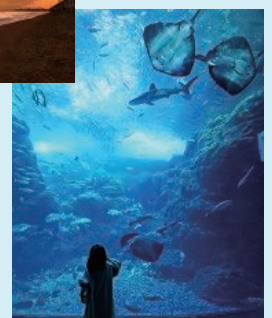
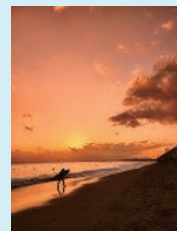
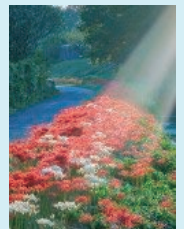
広報ふじさわ
スマホ版/PDF版



藤沢市LINE
公式アカウント



藤沢市
コンタクトセンター



市役所・市民センター

市内 13 地区



市民センターの
窓口業務の取扱時間
月～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
午前 8 時 30 分～午後 5 時
(正午～午後 1 時は
証明書交付のみ)

MAP B マップ⑤ B-4

六会市民センター
石川分館

☎ 88-5600

- FAX 88-5700
- 所在地
藤沢市石川 1-1-22



MAP D マップ⑨ A-5

片瀬しおさいセンター
(片瀬市民センター分館)

☎ 29-6668

- FAX 29-6674
- 所在地
藤沢市片瀬 4-9-22



MAP あ マップ① E-5

市役所

☎ 25-1111

- FAX 24-5928
- 所在地
〒 251-8601 藤沢市朝日町 1-1
- 開庁日
月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)
- 開庁時間
午前 8 時 30 分～午後 5 時
(正午～午後 1 時は窓口業務のみ)



MAP A マップ⑤ D-2

六会市民センター

☎ 81-6677

- FAX 83-2298
- 所在地
藤沢市亀井野 4-8-1



MAP C マップ⑩ C-1

片瀬市民センター

☎ 27-2711

- FAX 25-8907
- 所在地
藤沢市片瀬 3-9-6

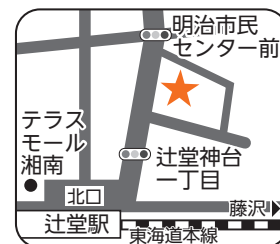


MAP E マップ⑩ E-4

明治市民センター

☎ 34-3444

- FAX 33-5727
- 所在地
藤沢市辻堂新町 1-11-23



MAP F マップ③ D-2

御所見市民センター

☎ 48-1002

- FAX 48-5807
- 所在地
藤沢市打戻 1760-1

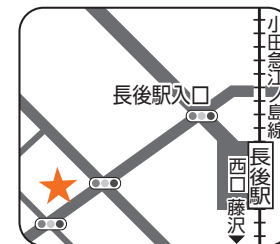


MAP H マップ④ D-1

長後市民センター

☎ 44-1622

- FAX 46-7034
- 所在地
藤沢市長後 513

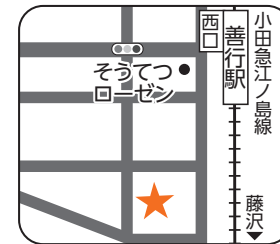


MAP J マップ⑥ E-1

善行市民センター

☎ 81-4431

- FAX 81-4441
- 所在地
藤沢市善行 1-2-3



MAP L マップ③ B-3

湘南台市民センター

☎ 45-1600

- FAX 45-1604
- 所在地
藤沢市湘南台 1-8



MAP N マップ① A-2

藤沢市民センター

☎ 22-0019

- FAX 22-0293
- 所在地
藤沢市本町 1-12-17
(Fプレイス内)



MAP P マップ② E-2

村岡市民センター

☎ 23-0634

- FAX 23-0641
- 所在地
藤沢市弥勒寺 1-7-7



MAP G マップ⑤ A-2

遠藤市民センター

☎ 87-3009

- FAX 87-3008
- 所在地
藤沢市遠藤 2984-3



MAP I マップ⑧ B-3

辻堂市民センター

☎ 34-8661

- FAX 34-4187
- 所在地
藤沢市辻堂西海岸 2-1-17



MAP K マップ⑥ B-1

湘南大庭市民センター

☎ 87-1111

- FAX 87-1110
- 所在地
藤沢市大庭 5406-1



MAP M マップ⑧ E-4

鶴沼市民センター

☎ 33-2001

- FAX 33-2203
- 所在地
藤沢市鶴沼海岸 2-10-34



MAP O マップ⑦ A-4

済美館
(藤沢市民センター分館)

☎ 28-4471

- FAX 28-4471
- 所在地
藤沢市本町 4-6-16



広報・広聴

市の広報紙を
スマホで読めます



広報

市ではさまざまな行政情報や地域情報を広報ふじさわをはじめ、インターネットやテレビ・ラジオなど多様なメディアを通じて分かりやすく市民の皆さんにお知らせしています。

広報ふじさわ

「広報ふじさわ」は月2回（10月号、25月号）、約16万3000部発行しています。自治会・町内会の協力で配布されるほか、各市民センター、市内の各駅、セブン・イレブン、一部の金融機関・商業施設、郵便局、大学などでも入手できます。

また、WEB版も公開しています。本誌の表紙にある2次元コードまたは市のホームページの「広報ふじさわ一覧」のページからご覧ください。



ホームページ

便利で見やすい藤沢市の公式ホームページを公開しています。

防災・安全、子育て・教育、暮らし・環境、健康・医療・福祉など、暮らしに密着した知りたい情報にすぐアクセスできる便利なサイトです。

サイト内検索はAI技術を利用した検索エンジンを導入し、生成AIを活用した検索結果の概要文の表示など、最新技術を活用し、常に情報の探しやすさの向上を図っています。スマートフォンから利用しやすいように、ボタン配置等も工夫しています。

また、音声の読み上げ機能や、多言語・やさしい日本語への自動翻訳機能など、使う人の立場になった機能が充実しています。

災害発生時等には、防災・気象情報など必要な情報が掲載されます。



藤沢市公式ホームページ



ケーブルテレビ

「ジェイコム湘南・神奈川」11chの市広報番組「ふじさわ情報ナビ」は、市政情報をはじめ、地域で活躍する人や団体など、市内のさまざまな情報を放映しています。原則毎日3回、内容は毎週更新で、藤沢の出来事を分かりやすく紹介します。

また、災害発生時には緊急割り込み放送でテロップ情報を提供しています。

FM放送

地元のコミュニティFM放送局「藤沢エフエム放送」(ラジオ湘南) FM83.1MHzでは、市の施策、事業やイベントのほか、街の話題、市民の声を広く取り上げています。災害発生時には通常番組を中断して、きめ細かな災害情報などを提供します。

月～金曜日の市広報番組「ハミングふじさわ」は午前10時、午後7時の2回放送(午後7時は再放送)。5分番組の「ハミングインフォメーション」は月～金曜日、午前8時、午後3時、午後6時から。土・日曜日は午前9時54分、午後3時、午後4時54分から。なお午後6時からの放送は、月曜日は中国語、火曜日は韓国語、水曜日はポルトガル語、木曜日は英語、金曜日はスペイン語での放送です。

また、月～金曜日の午後0時54分、午後3時54分に2回放送している(午後3時54分は再放送)「ラジカルなび」は5カ国語の言葉や文化などを交えながら市に関わるさまざまな情報を提供します。

フェイスブック

市公式フェイスブックページ「ColorFULL FUJISAWA (カラフルフジサワ)」は身近な話題やホットな情報など、本市の色とりどりの魅力的な情報を提供しています。

見るだけならフェイスブックアカウント登録の必要はありませんが、「いいね」ボタンを押したり、コメントしたりする際には登録が必要です。



➤ 以上の問い合わせ 広報シティプロモーション課

情報公開・広聴

情報公開制度

情報公開制度は、市民の「知る権利」を保障し、地方自治の本旨に即した公正で開かれた市政の推進を図るため、「藤沢市情報公開条例」に基づき運用されています。同条例には、市の各機関が市政に関する情報を積極的に提供しよう努めること、情報公開の請求に対し、保有する情報は原則として公開すること、個人情報とは最大限保護することなどが定められています。

個人情報保護制度

個人情報保護制度は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人のプライバシー権に配慮し、個人情報の適正な取扱いを行うために、「個人情報の保護に関する法律」および法の施行等に関する条例に基づいて運用されています。同法には個人情報を適正に取り扱うためのルールや、市が保有する自己の個人情報に対する開示請求権などが定められています。

市政情報コーナー

市政について知りたい方のために、市政情報コーナーがあります。

このコーナーには行政に関する各種資料が備えてあり、どなたでも自由に閲覧できるほか、コピー（有料）することもできます。また市政刊行物、都市計画図などの販売もしています。お気軽にご利用ください。

コンタクトセンター

コンタクトセンターでは、市に関する情報や行政サービスの内容、申請や手続きなど、ご不明な点について、電話でオペレーターに問い合わせができるほか、FAQサイトでは、パソコンやスマホなどを使って市役所に多く寄せられる質問と回答を閲覧することができます。

お問い合わせ方法

- ① 電話 ☎ 0466-25-1111
 - ・受付日時
午前8時～午後9時（年中無休）
※市職員（各課等）への電話の取り次ぎは、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで
- ② FAQサイト(藤沢市市民ポータルサイト「ふじまど」)
 - ・受付日時
365日24時間
※オペレーターからの回答は、午前8時～午後9時に限ります



広聴

市では、市政に対する市民の皆さんの建設的な意見・提案や要望・質問などを積極的に聴き、市政に反映できるように努めています。広聴手段には、次のようなものがありますので、ぜひご利用ください。

※回答を希望する場合、必ず住所・氏名を書いてください。おおむね2週間以内（陳情除く）に文書・面談・電話・メールなどのいずれかの方法によって担当課からご連絡します

広聴手段	内 容
市長陳情	市民団体などから市政に対して適切な措置を求めるものです。書式は問いませんが、A4判を縦長で使い横書きで作成し、件名・陳情文・提出年月日・代表者の氏名・住所・電話番号を書いてください。文章は簡潔、文字は明瞭にお願いします。おおむね40日で回答します
わたしの意見・提案箱	市役所本庁舎・分庁舎、各市民センターに設置してあります。備え付けの用紙を使用してください
インターネット意見・提案箱	インターネットによる「わたしの意見・提案箱」です。市のホームページの市民相談情報課のページをご覧ください
手紙・はがき	下記まで郵送してください ※書式は問いません (送付先 〒251-8601 朝日町1-1 藤沢市役所 市民相談情報課)
電話・ファクス・来庁	市民相談情報課へ

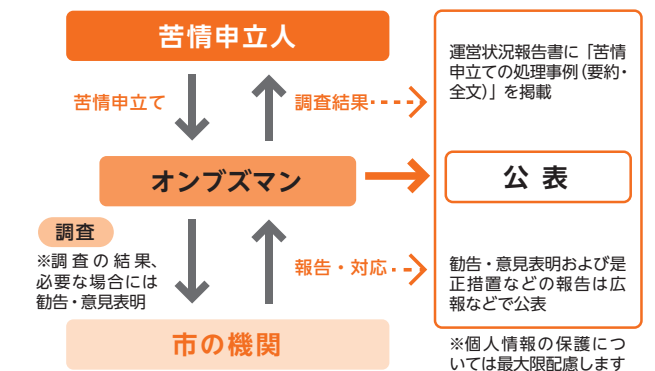
➤ 以上の問い合わせ 市民相談情報課

オンブズマン制度

オンブズマンとは市民の市政に関する苦情を受け付け、公正・中立な立場で調査し、その結果、是正措置などを必要とする場合には市の機関に勧告や意見表明をすることによって、市民の苦情を速やかに解決する人のことをいいます。

市では1996年10月1日に制度が開始され、現在議会の同意を得て、2人のオンブズマンが市長から委嘱され、活動しています。

苦情処理の流れ



➤ 以上の問い合わせ オンブズマン事務局 ☎ 50-3582 ☎ 22-7574